

自衛隊福岡病院仕様書		
物品番号	仕様書番号	
春日駐屯地で使用する都市ガス	福病C-管-331	
	作成	令和4年1月17日
	変更	
	作成部課等名	管理課営繕班
<p>1 適用範囲</p> <p>本仕様書は、自衛隊福岡病院における春日駐屯地で使用する都市ガスに必要な事項を規定する。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 需給場所 陸上自衛隊春日駐屯地 福岡県春日市小倉東1-6-1</p> <p>(2) 業種及び用途 官公署（病院）</p> <p>3 仕様</p> <p>(1) 種類、熱量、需給圧力、需給先用途 調達要領指定書のとおり</p> <p>(2) 予定使用量 調達要領指定書のとおり</p> <p>(3) 契約期間 調達要領指定書のとおり</p> <p>(4) 都市ガス使用量の検針 調達要領指定書のとおり</p> <p>(5) 検針ガスメーターの台数 調達要領指定書のとおり</p> <p>(6) 保安上の責任分界点 調達要領指定書のとおり</p> <p>4 ガス料金の算定 調達要領指定書のとおり</p> <p>5 その他 調達要領指定書のとおり</p>		

調達要領指定書	調達要求番号	5SZ11C70005
	調達要求年月日	令和7年1月27日
	作成部・課	総務部管理課
	作成年月日	令和7年1月18日
品名	春日駐屯地で使用する都市ガス	
仕様書番号	福病C-管-331	

1 仕様

(1) 種類、熱量、需給圧力、需給先用途

ア 需給ガス種類 13A

イ 需給ガス熱量 45MJ

ウ 需給圧力 低圧

エ 需給先用途

(ア) 小型空調機器 (ガスエンジンヒートポンプ)

(イ) 空調機器以外のガス燃焼機器 (給湯用簡易ボイラー、ガス給湯器、給食課厨房機器)

(2) 予定使用量

(単位：m<sup>3</sup>)

年月	使用量 (一般)	使用量 (空調)	合計
令和7年4月	465	119	584
令和7年5月	421	844	1,265
令和7年6月	400	2,888	3,288
令和7年7月	504	5,890	6,394
令和7年8月	343	5,149	5,492
令和7年9月	447	4,315	4,762
令和7年10月	682	1,610	2,292
令和7年11月	820	938	1,758
令和7年12月	1,032	2,971	4,003
令和8年1月	440	3,676	4,116
令和8年2月	404	3,369	3,773
令和8年3月	293	2,441	2,734
合計	6,251	34,210	40,461

(3) 契約期間

自 令和7年4月 1日

至 令和8年3月31日

(4) 都市ガス使用量の検針

ア ガス供給事業者の検針方法 目視検針

検針は毎月1回、ガス小売事業者が定める検針日に一般ガス導管事業者が設置したガスメーターにより検針する。

イ ガス小売事業者が切替わる場合における切り替え日については、次ガス小売事業者と官側の調整により決定する。また切替えに係る負担は次ガス小売事業者が負うものとする。

(5) 検針ガスメーターの台数

25号：2台 16号：2台 10号：1台 6号：3台 合計8台

(6) 保安上の責任分界点

ガス小売事業者は、ガス事業法の定めるところによりガス工作物の末端バルブより先に接続される機器の調査、危険発生防止の周知に関する責任を負うものとする。なお本支管等から末端バルブを含むガス工作物については、一般ガス導管事業者が保安責任を負うものとする。

2 ガス料金の算定

(1) ガス料金は、ガス小売事業者が定める供給条件により、1箇月毎に算定を行うものとする。

(2) ガス料金単価は、ガス小売事業者の一般ガス供給約款等に基づく原料費調整制度に準じ、調整を行うものとする。調整に使用する平均原料価格は、算定期間の5か月前から3か月前までの平均原料価格とする。（例：1月料金の調整は前年8月から10月の平均原料価格を使用）

(3) 基準平均原料価格は、85,350円/トンを基準とする。なお、石油石炭税等租税課金はLNG・LPGともに1,860円/トンとする。

3 その他

(1) 使用ガス量の単位は $m^3$ とし、その端数は小数点以下を切捨てる。

(2) 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切捨てる。

(3) ガス小売事業者は、ガス事業法に基づき、関係省庁に届出しているガス小売事業の登録の写し等を提出するものとする。また、変更があった場合も同様とする。

(4) 請負者は、業務上知り得た情報並びに事項については他に漏らしてはならない。また、需給期間終了後も同様とする。

(5) ガス需給に際し、疑義を生じた場合は、官側と協議するものとする。

(6) 提出する書類等に於いて、官側から指示を受けたものは速やかに提出するものとする。